

令和2年度用『情報のノート 新・見てわかる社会と情報』訂正のお願い

令和2年4月に供給させていただきました『情報のノート 新・見てわかる社会と情報』におきまして、以下の訂正がございます。深くお詫び申し上げますとともに、訂正内容にご留意のうえご指導いただきたく、謹んでご連絡申し上げます。

ご高配のほど、よろしくお願い申し上げます。

日本文教出版株式会社

No	訂正部分		原 文	訂 正 文
	ページ	問題番号		
1	60	表	[15 意匠]権 (保護期間) <u>20</u> 年	[15 意匠]権 (保護期間) <u>25</u> 年
2	60	チャレンジ②④	著作者が実名 死後 <u>50</u> 年 著作者が変名 公表後 <u>50</u> 年	著作者が実名 死後 <u>70</u> 年 著作者が変名 公表後 <u>70</u> 年
3	106	手順① 事例2	理由・根拠 著作者の死後 <u>50</u> 年を経過すれば、著作権の保護期間が切れるため。	理由・根拠 著作者の死後 <u>70</u> 年を経過すれば、著作権の保護期間が切れるため。
4	106	手順② 事例2	著作権者の死後 <u>50</u> 年を経過すれば、著作権の保護期間が切れる。	著作権者の死後 <u>70</u> 年を経過すれば、著作権の保護期間が切れる。

※いずれも法律改正により保護期間が延長されたことに対応する修正です。

この内容についてのお問い合わせ先 編集部直通 03-3389-9351